

浄化槽を正しく使ってきれいな水環境を守りましょう

私たちは、毎日の生活の中でたくさんの水を使用し、その多くは汚水となり、川などに流れていきます。しかし、使った水を汚れたまま川に流してしまえば、美しく豊かな自然は破壊されてしまいます。大切な環境を守るため、汚水を処理して、きれいな水にする必要があります。

長瀬町は公共下水道が整備されている区域と、整備されていない区域があり、公共下水道が整備されていない区域においてトイレ等の汚水を浄化する役目を担うのが浄化槽です。浄化槽にその機能を十分に発揮させるため、正しく使用し、保守点検と清掃を行い、法定検査を受けましょう。

浄化槽を使用するにあたっての各種手続きについて

①浄化槽を設置する場合、設置する21日以上前（型式認定を受けた浄化槽は10日以上前）に**設置届を提出**してください。ただし、建物の新築又は増改築の際など建築確認申請に伴って浄化槽を設ける場合は、関係図面等を建築確認申請書に添付するため、設置届の提出は必要ありません。

②浄化槽の使用を開始したとき、管理者が変わったとき、休止・再開又は廃止するときは、それぞれ届出が必要です。

詳しくは、長瀬町ホームページでご確認ください。

<http://www.town.nagatoro.saitama.jp/suidou/page-24272/>



浄化槽の維持管理について

浄化槽を使用する場合は、**浄化槽法**により「**保守点検**」「**清掃**」「**法定検査**」の3つを行うことが義務付けられています。

①保守点検

機器に故障等がないかを点検して簡単な修理を行ったり、害虫の駆除、消毒薬の補充などを行います。点検の回数は浄化槽の規模や処理方式により変わります。県知事の登録を受けた保守点検業者と契約の上行なってください。

②清 掃

浄化槽内に生じた汚泥等の引き抜きや機器類を洗浄する作業です。毎年1回浄化槽の清掃をしなければなりません。皆野・長瀬下水道組合から「浄化槽清掃業」の許可を受けた業者に委託してください。

許可業者（順不同） 伊藤商事 ☎62・4566 伊藤衛生社 ☎62・0528

※清掃を行ったかたには、法定検査の受検シール付近に許可業者が清掃作業シールを貼っていくので、次回の清掃の目安にしてください。



③法定検査

浄化槽の設置工事や保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを検査するものです。

使用を開始して3か月を経過した日から5か月間に受検する「**設置後の水質に関する検査**」（7条検査）と、その後毎年1回定期的に受検する「**定期水質検査**」（11条検査）の2種類があります。

検査を受けていない方は次の検査機関に連絡して受検してください。

（一社）埼玉県浄化槽協会 法定検査部 ☎048・501・5707 <https://saijohkyo.or.jp>

市町村整備型浄化槽を使用している方は、皆野・長瀬下水道組合が管理者となるため、手続きは組合で行います。また、今後、合併処理浄化槽の設置を希望される方は、皆野・長瀬下水道組合（66・0747）へお問い合わせください。

問合せ 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

月の石もみじ公園ライトアップ招待券について

長瀬町観光協会では、月の石もみじ公園のライトアップを下記のとおり実施いたします。

期間中、町民の皆さまには、無料で紅葉のライトアップを楽しんでいただけるよう招待券を配布いたしますので、各自基本的な新型コロナウイルス感染予防対策を行った上で、会場へお出かけください。

❖❖❖月の石もみじ公園ライトアップ❖❖❖

日 時 11月12日(金)～11月23日(火・祝)

午後4時～9時

※緊急事態宣言の発出等により変更する場合があります。

入園料 200円（未就学児、小学生及び身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は無料）

その他 駐車場は周辺の有料駐車場をご利用ください。
ペットも入園できます。かごに入れる、もしくはリードをつけ、他のお客様のご迷惑にならないようにすること。

問合せ 長瀬町観光協会 ☎66・3311